

ひとり親家庭の皆様へ

相談できる人がいない
 ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・・
 家計が大変！経済的支援があれば・・・
 就職したい！資格を取りたい！

このような
お悩みは
 ありませんか？

ひとり親家庭全般に関する相談窓口はこちら

霧島市子育て支援課

霧島市役所本庁 別館1階（開庁時間 平日8：15～17：00）

※電話・メールも受け付けています。

TEL : 0995-45-5111（受付時間 平日8：15～17：00）

FAX : 0995-64-0946

E-mail : Jidou@city-kirishima.jp

お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

子育てやDV等の悩み	こども・くらし相談センター	育児の悩み、虐待の相談、DVの相談、生活困窮の相談などに応じます。	0995-64-0881
	鹿児島県中央児童相談所	子育て、虐待の相談などに応じます。	099-264-3003
	鹿児島県女性相談センター	DVに関する相談に応じます。	099-222-1467
養育費	ひとり親家庭等就業・自立支援センター（鹿児島県母子寡婦福祉連合会）	養育費の取り決め等に関する相談に、専門の相談員が応じます。また、弁護士、司法書士等の法律の専門家による法律相談も実施しています。	099-258-2984
	養育費等相談支援センター	養育費と親子交流の手続きについて、専門の相談員が、電話やメールによる相談に応じます（法律相談は不可）。	0120-965-419 ※携帯電話の場合は03-3980-4108
	霧島市法律相談センター（鹿児島県弁護士会）	法律問題でのトラブルや悩みについて、弁護士が相談に応じます。	099-226-3765
しごと	ハローワーク国分	お仕事に関する相談に応じます。求人情報はハローワークインターネットサービスでも探すことができます。	0995-45-5311
心の健康	すこやか保健センター	こころとからだの健康に関する相談に応じます。	0995-42-1178
	よりそいホットライン	どんな人のどんな悩みにも寄り添って、一緒に解決できる方法を探します。	0120-279-338
	鹿児島県精神保健福祉センター	保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等で、心の健康に関するお悩みの相談に応じます。	099-218-4755

ひとり親家庭の皆様にご活用いただける支援の一覧

問合せ先：霧島市子育て支援課

(電話：0995-45-5111)

種別	名称	概要	対象者
手当・医療費助成	児童扶養手当	1人目：最大44,140円 2人目：最大10,420円を加算 3人目以降：最大6,250円を加算 ※所得額に応じて減額・停止あり	父親若しくは母親がいない家庭、父親若しくは母親が一定の障害の状態にある家庭などで、児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で心身に中度以上の障害がある方）を監護または養育している方 ※手当を受給する方・配偶者（父または母に障害がある場合）・養育者・扶養義務者の所得に応じて手当が減額や停止される場合もあります。
	ひとり親家庭医療費助成	医療機関等の窓口で支払った保険診療の自己負担額を助成（一般診療、歯科診療、調剤薬局など）	ひとり親家庭の父または母とその児童（18歳到達後最初の3月31日まで、または20歳未満で心身に障害のある児童）、及び父母のない児童 ※医療費助成を受給する方・配偶者（父または母に障害がある場合）・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上であるときは対象となりません。
給付金	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	対象教育訓練の受講費用の60%（12,001円～200,000円） ※講座によっては上限800,000円	次の受給要件をすべて満たす市内に住所を有する方 (1)児童扶養手当受給者または当該手当要件と同等の所得水準にある方 (2)受講講座が適職に就くために必要な教育訓練であると認められる方 (3)過去にこの給付金の支給を受けたことがない方 ※雇用保険法等の規定による教育訓練給付を受けられる場合は、その額を左記の額から差し引いた額が支給されます。
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	住民税非課税世帯：月額100,000円 住民税課税世帯：月額70,500円	次の受給要件をすべて満たす市内に住所を有する方 (1)児童扶養手当受給者または当該手当要件と同等の所得水準にある方 (2)養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 (3)就業または育児若しくは修業の両立が困難であると認められる方 (4)過去にこの給付金の支給を受けたことがない方
貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦家庭に対して下記の用途ごとに貸付を行います。貸し付けの効果や、貸付けの必要性、償還が可能かなど、鹿児島県が総合的に審査し、貸付けの可否を判断します。貸付限度額は用途ごとに設定されています。 ①事業を開始したり、継続するために必要な費用 ②子の就学のために必要な費用 ③就職等に必要な知識技能を習得するための費用 ④医療や介護を受けるために必要な費用 ⑤生活の安定のために必要な費用 ⑥住宅購入や改修、または転居のための費用 ⑦婚姻に際しての費用	